

各 位

株式会社 も み じ 銀 行

手形・小切手の振出期限設定等に伴う各種規定の改訂について

政府は2026年度末までに約束手形を廃止し、小切手について全面的な電子化を進める方針を示しています。これを踏まえ、当行では、2026年9月30日を手形・小切手の振出期限とし、あわせて同日をもって他行を支払地とする手形・小切手の入金・取立を終了することに伴い、関連する規定を改訂いたします。

何卒、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 改訂する規定

No.	規定等の名称
1	普通預金規定
2	普通預金（照合表口）規定
3	普通預金（スマホ de 通帳！）規定
4	総合口座取引規定
5	貯蓄預金規定
6	納税準備預金規定
7	当座勘定規定・小切手用法・約束手形用法・為替手形用法
8	当座勘定規定（パーソナルチェック用）・小切手用法・約束手形用法
9	自動つみたて定期預金規定
10	目的つみたて定期預金規定
11	代金取立規定

2. 主な改訂内容

項 目	内 容
振出期限の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・手形・小切手の振出期限（2026年9月30日）を定めることを追加 ・振出期限経過後に振出した場合、振出日の記載がない手形・小切手は当座勘定から支払わないことを追加 ・振出期限後に振出された当行を支払場所とする手形、当行を支払人とする小切手は代金取立の対象外とすることを追加
他行を支払地とする手形・小切手の入金終了	<ul style="list-style-type: none"> ・預金に受入れできる証券類として「他行を支払人および支払場所とする手形・小切手は受け入れない」但し書きを追加

3. 新旧対照表

次頁以降の表のとおり改訂いたします。

なお、次頁以降の表では、変更する条項だけ記載しております。

改訂後の全文は、2026年10月1日より当行ホームページ「定型約款(規定・特約)」に掲載いたします。

4. 適用開始日

2026年10月1日(木)

以上

各種規定の新旧対照表 ※改訂箇所を下線付きの太字で示しています。

規定等の名称	改訂後	改訂前
1. 普通預金規定	2. 証券類の受入れ (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	2. 証券類の受入れ (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。
2. 普通預金（照合表口）規定	3. 証券類の受入れ (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、証券類の受入れは口座開設店に限り、 <u>他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	3. 証券類の受入れ (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、証券類の受入れは口座開設店に限ります。
3. 普通預金（スマホ通帳！）規定	6.（預金の預入れ） (1) スマホ d e 通帳！口座に現金等を窓口で預入れるときは、原則、指認証取引またはキャッシュカードを提示してください。手形、小切手を窓口で預入れるときは、原則、キャッシュカードを提示してください。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> 指認証取引またはキャッシュカードの提示がない場合、当行所定の振込手数料をいただきます。	6.（預金の預入れ） (1) スマホ d e 通帳！口座に現金等を窓口で預入れるときは、原則、指認証取引またはキャッシュカードを提示してください。手形、小切手を窓口で預入れるときは、原則、キャッシュカードを提示してください。指認証取引またはキャッシュカードの提示がない場合、当行所定の振込手数料をいただきます。
4. 総合口座取引規定	3. 証券類の受入れ (1) 普通預金、および定期預金には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	3. 証券類の受入れ (1) 普通預金、および定期預金には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。
5. 貯蓄預金規定	2. 証券類の受入れ (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	2. 証券類の受入れ (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。
6. 納税準備預金規定	2. 証券類の受入れ (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払</u>	2. 証券類の受入れ (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。

規定等の名称	改訂後	改訂前
7. 当座勘定規定 小切手用法 約束手形用法 為替手形用法	<p style="text-align: center;"><u>場所とする手形または小切手は受入れ ません。</u></p> <p>第1条（当座勘定への受入れ） ① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>第7条（手形、小切手等の支払） ① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、2026年10月1日以降に振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u></p> <p>第8条（手形、小切手用紙） ① 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。 <u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u> ② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u></p> <p>第18条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） ① 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。</u></p> <p>第19条（線引小切手の取扱い） ① 線引小切手が呈示された場合、その</p>	<p>第1条（当座勘定への受入れ） ① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。</p> <p>第7条（手形、小切手等の支払） ① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>第8条（手形、小切手用紙） ① 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。 ② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>第18条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） ① 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。</p> <p>第19条（線引小切手の取扱い） ① 線引小切手が呈示された場合、その</p>

規定等の名称	改訂後	改訂前
	<p>裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。</u></p> <p>小切手用法 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。<u>なお、2026年10月1日以降に振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u></p> <p>約束手形用法 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。</p> <p>為替手形用法 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。</p>	<p>裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。</p> <p>小切手用法 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。<u>なお、</u>先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。</p> <p>約束手形用法 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。</p> <p>為替手形用法 4. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。</p>
<p>8. 当座勘定規定（パーソナルチェック用） 小切手用法 約束手形用法 為替手形用法</p>	<p>第1条（当座勘定への受入れ） ① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>第7条（小切手、手形等の支払） ① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。<u>ただし、2026年10月1日以降に振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u></p> <p>第8条（小切手、手形用紙） ① 当行を支払人とする小切手を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。なお、当店を支払場所とする約束手形を振出す場合も同様とし</p>	<p>第1条（当座勘定への受入れ） ① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。</p> <p>第7条（小切手、手形等の支払） ① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。</p> <p>第8条（小切手、手形用紙） ① 当行を支払人とする小切手を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。なお、当店を支払場所とする約束手形を振出す場合も同様とし</p>

規定等の名称	改訂後	改訂前
	<p>ます。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u></p> <p>② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u></p> <p>第18条（振出日、受取人記載もれの小切手、手形）</p> <p>① 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。</u></p> <p>第19条（線引小切手の取扱い）</p> <p>① 線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出名義人の署名があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。</u></p> <p>小切手用法（パーソナルチェック用）</p> <p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>なお、2026年10月1日以降に振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u></p> <p>約束手形用法（パーソナルチェック用）</p> <p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。</p>	<p>ます。</p> <p>② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>第18条（振出日、受取人記載もれの小切手、手形）</p> <p>① 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。</p> <p>第19条（線引小切手の取扱い）</p> <p>① 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。</p> <p>小切手用法（パーソナルチェック用）</p> <p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。<u>なお</u>、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。</p> <p>約束手形用法（パーソナルチェック用）</p> <p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。</p>
9. 自動つみたて定期預金規定	1. 預金の受入れ等 (2) この預金は自動振替のほか、現金、小切手、その他直ちに取立てのできる証券類により、当行国内本支店のどこ	1. 預金の受入れ等 (2) この預金は自動振替のほか、現金、小切手、その他直ちに取立てのできる証券類により、当行国内本支店のどこ

規定等の名称	改訂後	改訂前
	<p>の店舗でも預入れることができます。 この場合は必ず通帳を持参してください。<u>ただし、他行を支払人とする小切手は受入れません。</u></p>	<p>の店舗でも預入れることができます。 この場合は必ず通帳を持参してください。</p>
<p>10. 目的つみたて定期預金規定</p>	<p>1. 預金の受入れ等 (2) この預金は自動振替のほか、現金、小切手その他直ちに取立てのできる証券類により、当行国内本支店のどこの店舗でも預入れることができます。この場合は必ず通帳を持参してください。<u>ただし、他行を支払人とする小切手は受入れません。</u></p>	<p>1. 預金の受入れ等 (2) この預金は自動振替のほか、現金、小切手その他直ちに取立てのできる証券類により、当行国内本支店のどこの店舗でも預入れることができます。この場合は必ず通帳を持参してください。</p>
<p>11. 代金取立規定</p>	<p>1. 取扱証券類 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。<u>ただし、2026年10月1日以降に振り出された、当行を支払場所とする手形または当行を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。</u></p>	<p>1. 取扱証券類 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。</p>

以 上